

〈特定・一般・障害児相談支援事業〉

【令和7年4月1日現在】

事業所名	相談支援事業所ルフレ		
事業の種類	特定・一般・障害児相談支援事業	事業所番号	第 1732100233 号 第 1772100044 号
事業所の所在地	石川県かほく市秋浜へ20番地1の2 児童発達支援センターえくら内		
事業所連絡先	076-283-5881	管理者名	西井 嶽
運営方針	<p>事業に当たっては、利用者がその有する能力及び適性に応じ自立し日常生活又は社会生活を営むことができるよう配慮して行うものとします。</p> <p>事業に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとします。</p> <p>指定計画相談支援サービス及び指定障害児相談支援サービスの実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとします。</p> <p>事業の運営に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとします。</p> <p>指定計画相談支援サービスおよび指定障害児相談サービスは、利用者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するよう行うものとします。</p>		
サービス内容	① 基本相談支援 ② サービス等利用計画の作成 ③ モニタリング ④ 指定地域移行支援 ⑤ 指定地域定着支援		
従業者の職種・員数	管理者1名(兼務)、相談支援専門員1名以上		
営業日	月～金曜日 ただし、祝祭日、12/29～1/3は除く		
営業時間	午前8時30分～午後5時15分		
サービス提供時間	午前8時30分～午後5時15分		
実施地域	かほく市、津幡町、内灘町、金沢市、羽咋市、中能登町、宝達志水町		
事故発生及び緊急時の対応について	① 障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して対応した処置を記録します。 ② 障害福祉サービス提供中に入居者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合には、速やかに当該入居者の家族及び主治医又は協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じます。 ③ 当事業所において、事業者の責任により、利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償いたします。		
苦情相談窓口	窓口：相談支援事業所ルフレ 担当者：管理者 西井 嶽 連絡先：076-283-5881		
第三者評価の実施状況	当事業所は、石川県福祉サービス第三者評価を受診していません。		
利用料	厚生労働大臣が定める基準額を支給決定市町村より代理受領します。ただし、代理受領を行わない場合は費用を事業者に一旦支払うものとします。		
その他の費用	① 交通費 利用者の希望により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定計画相談支援等を提供した際にはその実費。 ② その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められるものの実費。		